

（１） 岸和田市環境保全条例改正の背景・理由

（背景）

- ・現行の岸和田市環境保全条例（平成15年 6 月20日条例第16号。以下、「市条例」という。）は昭和51年に公布された岸和田市環境保全条例（昭和51年 3 月31日条例第17号、以下、「旧条例」という。）が平成15年に全部改正されたものである。設置の許可を必要とした「指定工場等」は、設置の届出を必要とする「指定事業所」となる。
- ・市条例制定後15年以上経過し、公害関係法令や大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下、「府条例」という。）と規制対象に重複が生じている。

（理由）

- ・市条例制定当時には、公害関係法令等の規制権限の多くが大阪府知事にあり、岸和田市の規制権限が限られたものであったため、市独自に条例を制定し、規制を行う必要があったが、現在はほとんどの権限が大阪府から事務移譲されている。
- ・公害関係法令等や府条例において規制対象の拡大と基準の強化が図られてきている。
- ・市条例と公害関係法令等や府条例の手続き、規制が重複している。
- ・事業者による自主的な環境・公害対策・技術革新が進むとともに、市域の環境状況が改善されてきている。

（２） 指定事業所に関する規制

1 規制基準の整理

| 規制基準            |        |        | 現行                                                      | 改正後                              |
|-----------------|--------|--------|---------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 排水基準            | 有害物質   |        | カドミウム、シアン等28項目について規定<br>（項目・基準値は、法・府条例と同一）              | 継続して規制                           |
|                 | 生活環境項目 | BOD等   | BOD等4項目について規定<br>（項目・基準値は、法・府条例と同一）                     | 継続して規制                           |
|                 |        | その他の項目 | 水素イオン濃度等 9 項目について規定<br>（項目は、法・府条例と同一<br>基準値は、亜鉛含有量が異なる） | 継続して規制<br>基準値<br>亜鉛含有量5→2mg/Lに強化 |
| 騒音基準            |        |        | 4 つの地域区分別に、「朝」「昼間」「夕」「夜間」の基準                            | 全指定事業所に対し府条例の基準が適用されるため、削除       |
| 振動基準            |        |        | 3 つの地域区分別に、「昼間」「夜間」の基準                                  |                                  |
| 大気基準<br>（一般粉じん） |        |        | 無し                                                      | 粉粒塊たい積場に対し、法・府条例と同じ設備構造基準を適用     |

2 指定事業所の整理

- 公害関係法令等や府条例で規制されている指定事業所に対しては、市条例が重複して手続きを課しており、あらためて指定事業所として取り扱う必要が無くなっているものがある。
- 規制基準の整理を踏まえて二重規制の状況を検討した結果、指定事業所は現行の45種類から 5 種類となる。

3 指定事業所の見直し後

- 指定事業所に対して、生活環境を保全するに当たり法及び府条例と同等の規制基準を設定されたい。
- 生活環境項目に係る亜鉛含有量の排水基準を 5 mg/Lから 2 mg/Lに強化されたい。
- 指定事業所の対象については、他の公害関係法令等の規制内容と重複しないよう精査し、二重に義務を課すことを無いようにされたい。
- 指定事業所に関する規制の内容については必要に応じ見直しを行い、公害の未然防止と生活環境の保全に必要な措置をとられたい。

（３） 特定建設作業に関する規制

1 概要

- 特定建設作業とはバックホウ、ブルドーザ等を使用する建設作業であり、騒音、振動を発生する作業として、騒音規制法、振動規制法及び府条例において、事前の届出と規制基準の遵守が義務付けられている。
- 市条例においては、横出しで 7 つの作業（アースオーガーと併せてくい打機、インパクトレンチ、火薬、発電機、コンクリートポンプ車、バイブレーション及び電動工具）について定め、規制基準を設けている。

2 規制対象の整理

- 火薬を使用する破壊作業については、届出件数は年 2 件で、同一の事業場であり近隣に民家がなく生活環境を阻害する恐れはない。また、火薬類取締法で規制されており保安区域等により厳しい規制となっている。
- 市条例対象の作業を行う際には、同一工事内において、法・府条例対象の作業も同時に行われていることが多く、法・府条例の届出で規制可能と考えられる。しかし、規制があることで公害の発生を抑止している側面もある。

3 特定建設作業の見直し後

- 火薬を使用する破壊作業は、火薬類取締法でより厳しい規制があり公害の未然防止と生活環境の保全に必要な措置がとれるため、規制対象から除かれたい。
- 特定建設作業については、公害の未然防止の点からも引き続き規制をすることが望ましい。なお、技術革新により低騒音化、低振動化が図られるものについては、それらの情報等を収集し適宜適切な措置を事業者に求められたい。

（４） 自動車公害の防止に関する規制

- 第47条（交通公害に関する適切な措置の要請）は騒音規制法、振動規制法及び府条例において同等の規定があるため、除かれたい。
- 第46条（自動車の所有者の努力義務）と第48条（運輸事業者等の努力義務）の努力義務は、岸和田市としてどのように生活環境の保全を図っていくかという姿勢を示す必要があることから、条例等のなかで改めて検討されたい。

（５） 放送電波受信障害の防止

- 建築物にかかる電波障害の事務は、建築物に関する規制部局が所管していることから、当該部局の条例に移行することとし、時期は建築規制部局が所管する条例の施行と合わせ、必要な見直しを実施されたい。
- 建築物以外の原因で起こる電波障害については、生活環境への影響について情報収集を行い、適切な対処をされたい。

（６） その他生活環境の保全

- 第56条（資源の循環利用及び廃棄物の減量）、第57条（適正処理の義務）及び第58条（屋外燃焼行為の禁止）に廃棄物の適正処理等を目的とした規定がある。廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に同様の規定があり、さらに岸和田市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例に廃棄物の適正処理等への取組みが示されているので、それにより進められたい。

（７） 岸和田市環境審議会公害規制専門部会審議経過

- 平成30年 6 月27日 ：第 1 回 部会開催 岸和田市環境保全条例の改正について
- 平成30年11月20日 ：第 2 回 部会開催 岸和田市環境保全条例の改正について